

ID: 47

担当部署: 教育委員会 北国博物館 業務係

処分の概要	観覧料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市博物館条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第88号		
<p>【根拠条文】 (観覧料)</p> <p>第6条 観覧料は、別表に定める額とする。ただし、観覧料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 観覧者は、前項の規定による観覧料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日